別記様式第十九の三の六(第三十条の七関係)

免　許　証　保　管　証　(番　号)

<table>
<tr><td colspan="3">交付日時</td><td colspan="16">年　月　日　午 前/後　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">出頭日時</td><td colspan="16">年　月　日　午 前/後　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">出頭場所</td><td colspan="16"></td></tr>
<tr><td colspan="3">交付者の所属、階級及び氏名</td><td colspan="16">㊞</td></tr>
<tr><td rowspan="5">氏名</td><td>生年月日</td><td colspan="14">年　月　日生(　歳)</td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="17"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="17"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">免許証</td><td colspan="17">第　号</td></tr>
<tr><td colspan="17">平・令　年　月　日　公安委員会交付</td></tr>
<tr><td rowspan="3">免許年月日</td><td rowspan="2">第一種免許</td><td>二・小・原</td><td colspan="16">昭・平・令　年　月　日</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="16">昭・平・令　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種免許</td><td colspan="16">昭・平・令　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">免許の種類</td><td>有無</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>け引</td><td>大二</td><td>中二</td><td>普二</td><td>大特二</td><td>け引二</td></tr>
<tr><td colspan="3">免許の条件</td><td colspan="16"></td></tr>
</table>

備考

1　この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時(あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間となります。

2　この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。

3　この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。

備考　1　本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

2　免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。

3　免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

4　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。